

新潟市更生訓練費給付事業

社会復帰の促進を図ることを目的に自立訓練又は就労移行支援事業所で実習や訓練を効果的に受けるために必要であり、かつ、本人が単独で使用する消耗品等の自己負担額を支給する制度です。

事業概要

●対象者要件

下記すべての要件を満たす者

- ・新潟市に住所を有し、かつ、新潟市に生活の拠がある者
- ・障がい福祉サービスに係る利用者負担額が生じない者

●支給額

申請者本人が自己負担した額（月額上限6,300円）

●申請手続

自己負担が生じた月の翌月10日までに申請者の居住区の区役所健康福祉課
障がい福祉係・担当へ必要書類を提出してください。

詳細は、新潟市ホームページよりご確認ください。

健康・医療・福祉 > 障がい福祉 >
障がい者 就労・雇用支援 > 新潟市更生訓練費給付



お問合せ先

●申請手続きに関すること

各区役所健康福祉課 障がい福祉係・担当（直通番号）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 【北区役所】025-387-1305 | 【東区役所】025-250-2310 |
| 【中央区役所】025-223-7207 | 【江南区役所】025-382-4396 |
| 【秋葉区役所】0250-25-5682 | 【南区役所】025-372-6304 |
| 【西区役所】025-264-7310 | 【西蒲区役所】0256-72-8358 |

●制度に関するこ

新潟市役所 福祉部障がい福祉課 就労支援係
TEL：025-226-1249

